

犯罪被害に遭った従業員への配慮について 相談したい

犯罪被害者総合相談事業 安全・安心まちづくりアドバイザー派遣事業

事業所として、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等に対する支援の必要性について理解を深める取組を支援します。

事業者として、雇用する犯罪被害者等が受けた被害の回復若しくは軽減、又はその被害に係る法的手続に適切に関与できるよう支援します。

事業所として、安全で安心して暮らせるまちづくりのための活動を支援します。

対象者

福岡県内にあるすべての事業者です。

内容

■ 犯罪被害者総合相談事業

犯罪等により被害を受けた方及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）が再び平穏な生活を営むため、犯罪被害者等の立場に配慮した適切、かつ、きめ細やかな支援を途切れなく提供します。

また、犯罪被害者等になった場合に雇用の安定を図るとともに、職場における二次的被害防止、犯罪被害者等が置かれる状況及び理解を深めるための支援を行います。

■ 安全・安心まちづくりアドバイザー派遣事業

臨床心理士等の安全で安心して暮らせるまちづくりのための活動に自ら取り組み、高い見識と経験を有する人材を、地域と連携して防犯活動等に取り組み、または取り組もうとする事業者等に派遣します。

活用方法

詳しくは、下記にお問い合わせください。

■ 犯罪被害者総合相談事業

連絡先：092-289-9395

■ 安全・安心まちづくりアドバイザー派遣事業

連絡先：092-643-3124

お問い合わせ先

福岡県人づくり・県民生活部生活安全課 性暴力・犯罪被害対策係 / 地域防犯推進係

TEL：092-289-9395 FAX：092-289-9397 / TEL：092-643-3124 FAX：092-643-3169

URL：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/life/1/3/>

URL：<https://www.anzen-fukuoka.jp/>